

協働環境委員会会議録

令和3年8月3日(火)
(開会) 10:00
(閉会) 11:27

【 案 件 】

1. 地域公共交通について

【 報告事項 】

1. 新型コロナワクチン接種の進捗状況について (健幸保健課)
2. 国民健康保険被保険者証の区分判定誤りについて (医療保険課)
3. 公用車による交通事故の発生について (環境対策課)
4. 工事請負契約について (契約課)

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「地域公共交通について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○地域公共交通対策課長

それでは、地域公共交通について、現在取り組んでおります次期コミュニティ交通体系再編に関しまして、その進捗状況等をご説明させていただきます。提出資料「令和4年度からの飯塚市コミュニティ交通体系について」をご参照ください。次期コミュニティ交通体系につきましては、飯塚市地域公共交通協議会・飯塚市地域公共交通会議におきまして協議をしております。本日は、本年6月29日及び7月28日に開催されました同協議会等の資料を用いまして、協議内容、進捗状況等の主な部分をご説明させていただきます。

1ページ目をご参照ください。民間を含めた飯塚市全体の公共交通の現状・課題と方向性として、上から順に、民間公共交通事業、行政による公共交通事業では、全体、地区間輸送のコミュニティバス、地区内輸送の予約乗合タクシー・路線ワゴン、最後に、地域運行型交通事業の買物ワゴンの現状と課題、そしてそういった課題に対応していくための方向性をまとめています。

中央の欄の現状・課題のそれぞれの主な内容としましては、民間公共交通事業においては、以前からの利用者数減少傾向のため、各事業者においては、非常に厳しい経営状況にあり、そのため、路線バスの減便・廃止等の事業縮小、赤字補填対象バス路線の増加等が生じています。

次に、行政による公共交通事業については、全体として、市の公共交通関係の事業費が大幅に増加している状況があるとともに、事業運営の効率化を図りつつ、利用者ニーズへの対応を効果的に行うことが求められています。

次に、地区間輸送のコミュニティバスは、民間の路線バスと重複または近接している部分が多く存在し、利用者を取り合う関係が発生していると推測されます。

次に、地区内輸送の予約乗合タクシーは、運行方法や利用方法の改善、路線ワゴンについても、利用の偏り等の課題があります。

次に、地域運行型交通事業の買物ワゴンですが、これにつきましては、運行管理や事故発生時・緊急時の対応、事業の継続性等の課題がございます。これらをもとに今後の検討事項等の方向性を右の欄に記載しております。この部分につきましては、これから説明いたしますので、2ページ目以降をご参照ください。

2ページ目に移りまして、これらを踏まえまして、コミュニティ交通再編の考え方として、

まず（１）コミュニティ交通のあり方について、従前から、コミュニティ交通は民間公共交通を補完する交通機関として位置づけておりましたが、近年のように、民間公共交通事業の基盤が極めて不安定になっている状況を見たときに、補完という役割自体は変わらないものの、民間路線バスの運行確保・維持を支援し、民間と行政が適切に役割分担をすることで、公共交通事業全体を維持していくことができるように運営していく必要があると考えます。

次に、（２）「効果的」「効率的」で「持続可能」な公共交通体系構築のために、下記の①から⑤の事項を考えていきます。特に②民間、行政及び地域住民との協働による交通体系の構築が必要であること。④地区間輸送における民間公共交通とコミュニティ交通の役割分担の明確化、民間路線バスの維持、利用促進につながる仕組みづくり、⑤地区内輸送におけるデマンド型と定時定路線型の輸送を組み合わせた住民ニーズを反映した多様な輸送手法による運行の検討、また地区内輸送の充実により、日常的に利用される商業・福祉・医療施設を今後も継続して利用できるよう、身近な地区内の生活環境を確保・維持、地区内の生活利便施設の維持につなげることも考えていきます。

３ページ目になりますけれども、コミュニティ交通体系案の概要としましては、地区間輸送のコミュニティバスについては、民間路線バスの確保・維持を図る観点で、路線の重複部分の見直しを含め、現在の運行計画の見直し・再検討を行います。

次に、地区内輸送について、まず地区ごとの運行計画立案ですが、デマンド型と定時定路線型の運行を、各地区に適した形で併用のあり方や導入を検討するものです。

次に②ですが、これまで買物ワゴンとして試行してきた地区内の定時定路線型の運行を、安全安心、持続可能な輸送手段として運行するため、コミュニティ交通の一環として本格導入するというものです。これまでは、まちづくり協議会が独自で事業運営を担っていただいておりますけれども、行政とまちづくり協議会の協働による運営方式に変更するもので、次年度以降につきましては、まちづくり協議会の方々には、従来同様に、運行ルートやダイヤなどの地域に応じた運行計画立案等を検討・提案等をしていただくということで、地域の生活環境や住民ニーズに適した運行を実現するとともに、行政においては、これらを踏まえまして、持続可能な事業運営を行うため、道路運送法に基づく認可、事業者との契約等の事務処理手続、安全安心な運行管理、専門的知識を生かした効果的な運行や利用サービス向上などの助言、運行管理等の支援や連携を行いまして、コミュニティ交通事業を運営していくように考えております。また、これらに加えまして、交通結節点を活用した民間公共交通機関への乗り継ぎ利用の促進ということで、各地区の駅やバス停等を交通結節点として設定し、地区内輸送と地区間輸送をうまく連携させたいと考えております。

次に、４ページに移りまして、コミュニティバスの各路線、各地区の予約乗合タクシー・買物ワゴンの特徴等につきまして記載しております。地区間輸送の主なものとして、まずは本市独自、本市単独の運行４路線コミュニティバスについてですが、全体の部分で、旧町地区から各地区の拠点や主要施設を経由して中心市街地を結ぶ路線となっておりますが、中心市街地部分では、全路線共通の運行ルートとなっております。民間路線バスとの競合部分があること、地区拠点、主要施設での乗降は多いけれども、居住地域での乗降は多くない傾向がございます。路線ごとに見ますと、穎田・飯塚線及び庄内・飯塚線では民間バスと重複している部分が多いこと、利用者が少ない区間等の状況が見られます。

次に、筑穂・飯塚線については利用状況や収支率等はよいものの、高田・鎮西線の高田系統と筑穂地区と中心市街地間の輸送、穂波地区内での同一区間運行等において、役割の重複が見られます。高田・鎮西線では二瀬・鎮西系統の利用者が少ない状況がございます。

次に、中段の部分からの地区内輸送についてですが、まず全体として、予約乗合タクシーには、交通空白地を解消する効果があること、日常的に高い利用頻度の方が一定数各地に点在している状況があります。買物ワゴンについては、地域のニーズに沿った運行を行っていること

や、デマンド型の予約乗合タクシーとは違った定時定路線型による利用者にとっての安心感といった特徴が挙げられます。各地区の主な内容については、颯田地区は予約乗合タクシーの利用者数は多くありませんが、買物ワゴンは、全地区の中でも利用者数が多くなっています。鯉田地区は買物ワゴンの満足度も高いです。幸袋地区は、予約乗合タクシーは地区で定着してきた傾向が見られ、買物ワゴンについては利用者数も多く、利用者の満足率も高い状況があります。二瀬地区は予約乗合タクシーの利用者が多く、イオン穂波店への利用が特に多くなっています。買物ワゴンの運行は行われておりません。鎮西地区は予約乗合タクシーにおいて、地区内の西鉄バスのバス停からの乗り継ぎ利用が多くなっています。買物ワゴンの運行はされておられません。飯塚東地区は、予約乗合タクシーの利用者数は多くないものの、庄内地区への地区またぎの利用が多いです。買物ワゴンも、利用者の満足率が最も高い地域となっています。庄内地区は予約乗合タクシーについては、全利用者の中でも利用回数の上位を占める高頻度利用者が多く、また買物ワゴンも、効率的な運行が行われております。穂波地区は予約乗合タクシーの利用が非常に多く、車両の稼働状況は非常に高いです。買物ワゴンについては、高田校区を中心とした運行が行われております。最後に、筑穂地区は、利用者数、高頻度利用者数が全地区の中で最も多く、JRの駅での乗り継ぎ利用が多いと思われる。買物ワゴンについては、まちづくり協議会独自で次期運行計画案を検討されている状況があります。

5 ページ目に移ります。以上のような状況を踏まえた中で、今後の検討の方向性を記載しております。1 番右側の欄になります。まず地区間輸送ですが、颯田・飯塚線、コミュニティバスの颯田・飯塚線と庄内・飯塚線については、利用状況や西鉄バスとの重複率が高い等の状況が見られますので、この地区間輸送の役割を西鉄バスで担えるのではないかと考えていることから、この輸送を西鉄バス利用へ移行する等の検討をするように考えております。

次に、筑穂・飯塚線と高田・鎮西線については、利用状況、西鉄バスとの重複部分、2 路線の重複している状況を踏まえ、路線の統廃合や運行ルート等の検討等を行います。また、宮若市と共同運行しております宮若・飯塚線につきましても、令和4年度においても、現行の運行を継続するように考えております。

次に、地区内輸送の予約乗合タクシーについては、分散する利用者ニーズの対応、交通空白地解消効果等を勘案し、基本的に現行の運行を継続するとし、路線ワゴンについては、利用実績を踏まえ、継続内容を検討したいと考えております。なお、飯塚東地区と庄内地区については、昨年10月から車両1台増大しておりますので、改めて、予約乗合タクシーと定時定路線型の運行の配分を調整したいと考えています。

次に、地区内定時定路線型運行については、颯田地区、鯉田地区、幸袋地区、飯塚東地区、庄内地区については、現在の利用状況や高い満足率等を考え、現行の買物ワゴンの運行計画を基本としながら、運行日数等を再度検討したいと考えております。二瀬地区及び鎮西地区については、現在買物ワゴンが運行していませんけれども、コミュニティバスの検討結果等に合わせ、地区内の定時定路線型の運行の導入等を検討したいと考えております。穂波地区につきましても、現在は高田校区を中心とした運行となっておりますけれども、コミュニティバスの検討結果も含め、運行範囲や運行日数等を検討したいと考えております。筑穂地区につきましても、まちづくり協議会から、次期運行計画案の提案がありますので、それをもとに、運行区域やルート、日数などを協議・検討していきたいと考えております。

最後に、今後につきましては、今言った内容につきまして、各地区のまちづくり協議会等の方々と意見交換等を行いながら、具体的な運行内容について協議・検討を進めていきたいと考えております。

以上で令和4年度からの飯塚市コミュニティ交通体系再編に関する説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、本件全般についての質疑を許します。質

疑はありませんか。

○永末委員

これから地域公共交通について、この委員会のほうで審議を深めて行くことになるかと思うんですけど、その際に、きょうは初回なので、資料はこの程度なのかもしれませんけど、深めていくに当たって、全く資料が足りてないと思うんですよね。今いろいろ説明を受けましたけど、正直、結論、いろいろ協議した結果、こうなりましたというふうな結論しか見えなくて、どういった理由から、どういった具体的な数字の検討から、こういった結論になったのかというのが、全くちょっとわかりませんので、ひとつ資料のちょっと要求を、次回で構いませんので、させていただきたいと思っておりますので、取り計らいのほどお願いします。次回で構いませんので、まずコミュニティバスと予約乗合タクシーの利用状況を、できるだけ詳細にいただきたいと思っております。あと民間路線バスとの重複部分が多いので、コミバスをちょっと考え直しますというふうなこともあったかと思うんですけど、そもそもその路線図がどういった形になっているのか、コミュニティバスがどういった形で通っていて、それと民間路線バスがどのように走っていて、という部分もちょっと示していただかないと、それが正しいのかどうなのか、重複ぐあいというのがどうなっているのかというのはわかりませんので、ぜひちょっと路線図をいただきたいと思っております。あと恐らく地域公共交通協議会とある程度話をあちらのほうにも投げかけながら考えていかれているかと思うんですけど、そもそもその協議会の構成員、それとあと今までの開催の状況、あとこれからの予定、そういった部分、どういった内容として提案といいますか、諮問といいますか、かけているのか、そういった部分についての資料を要求したいと思っております。

○委員長

執行部にお尋ねというか、お願いになりますけれども、今、永末委員から要求がっております資料は、次回提出ということで、よろしく願いいたします。お諮りいたします。ただいま永末委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部は準備をよろしく願いいたします。

○地域公共交通対策課長

今、要求のあった資料は、次回の委員会で提出させていただきます。

○委員長

それでは次回よろしく願いいたします。ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

私も協働環境委員会に初めて入りまして、今、地域公共交通について、初めて説明を受けたというか、おぼろげながら聞いてはおりましたけど、詳しい説明は初めて受けましたので、その中でちょっと思いついたところだけ、二、三質問したいんですけど、ちょっと初めて聞きましたので、ちょっととんちんかんな質問になるかもしれませんが、よろしく願いします。

まず、2ページ目の民間路線バスの運行継続を前提とした補完、これまでがですね。これからは、民間路線バスの運行確保・維持を支援ということになっていきますけど、具体的にこれはどう違うんですか。

○地域公共交通対策課長

資料の2ページのコミュニティ交通のあり方のこれまでといったところで、民間路線バスの運行継続を前提とした補完ということが、これまで考えてきたという部分につきましては、民間路線バス、市内にありますけれども、それが何年間も現状の運行を継続するというような考えを抱きながら、それを支援、そのない部分とか、それで不足しているものを、コミュニティ交通、行政のほうで、移動手段として提供するということが、コミュニティ交通の役割、あり方というふうにこれまで考えてきたという経緯がございますけれども、現在の民間路線がど

んどん事業縮小、路線の減便・廃止等が進んでいる中で、一方で、地域の方々にとりましては貴重な移動手段、そして、やはり安心感だとか、存続に対する強い希望があるという状況がございますので、そういった部分を何とか確保・維持できるように、私ども、コミュニティ交通を運営する側としても、乗りかえ利用だとか、乗り継ぎ利用だとか、そういったことをする中で、民間路線バスをより利用していただくという役割、また、今、重複して利用者を、競合しているという状況も見られると推測されることから、そういったことをできるだけ排除しながらやっていくということで、ここに民間路線バスの運行確保・維持を支援し、という部分が加わり、また、そのための民間事業と行政の役割というのを適切に分けるといったことを記載させていただいております。

○城丸委員

よくわかりません。はっきり言って。ただ、以前、生活保全については、赤字補填みたいな形で、多分運行してくださいということでやっていたと思うんですけどね。ここに書いてあるこれからその運行を確保、民間路線バスの運行を確保ということは、例えばですよ、西鉄がここも赤字だからやめまますと言ったときにはどうするわけですか。

○地域公共交通対策課長

まず、考え方として、私ども今後の運営については、今委員が心配されていらっしゃるような民間路線バスの撤退とか縮小ということがないように、またそういった不安がないような仕組みづくりをしていきたいということで、運行の確保・維持を支援するような形をつくっていききたいというふうに考えております。そして、仮にそういった事業縮小とかいう話が今後出てくるかもしれませんが、私どもとしましては、民間の事業ではございますが、住民の貴重な移動手段ということで、できるだけことは対応していきたい、確保・維持に努めていきたいというふうに考えております。

○城丸委員

課長の気持ちは非常によくわかるんですよ。過去に、福岡・八木山線、八木山通っていくやつ。これもかなり運動しました。やめると言ったときにですね。それでも廃止になります。そういうことであれば、こちらの気持ちだけでそれができるのかというのが非常にあるんですよ。ここに簡単に確保・維持ですか、支援と書いてあります。これは何か赤字補填か何かをしてやるということも含めるということですか。

○地域公共交通対策課長

飯塚市内を運行しております民間路線バスにつきましては、今年度から全ての路線の赤字補填をするようになっております。昨年までは2路線、全部で5路線あるんですけど、2路線だけ補填していましたが、現在は5路線全ての赤字補填をする中で、確保・維持に努めております。そして、ここに書いてある部分というのは、私どものほうも利用促進ということで、お願いとか、また事業の継続ということを西鉄側をお願いするだけではなくて、実際に利用者がふえるような仕組みづくりをやっていくということ、それが、次期コミュニティ交通体系の再編の目的であるというふうに考えておりますので、そういう実質的に利用者がふえるような形をつくっていききたいということをここに示していると考えております。

○城丸委員

今の件につきましては、赤字補填も考えるし、利用者がふえるように、赤字にならないように、することも考えるということで、これからやっていくということだと思いますので、これからの経緯を見たいと思います。

次に(2)で、地域拠点と中心拠点を結ぶと書いてありますが、これは地域拠点といえば、例えば交流センターとか、そういうところになると思いますけど、そういうことでいいんですか。

○地域公共交通対策課長

地域拠点型のまちづくりと一体的な交通体系の構築ということで、本市の都市構造についてはコンパクト・アンド・ネットワークという基本的な考え方がございまして、その構造に基づきまして、いわゆる各地区の中の移動については、交流センター等の地区の拠点に移動しやすいような形で、交流センターと、また市の中心市街地等を結ぶ地区間の移動、そういったものを連携させるということで、地域拠点と中心拠点との連携ということに記載させていただいております。

○城丸委員

今、地区の拠点と中心拠点というのはわかりましたけど、その地区内の移動ということなんですけど、例えば、うちの地区、鎮西地区ですけど、陸の孤島になりつつあります八木山、例えば八木山で言えばどういう形に、地域拠点のほうに移動するようにするか。それはどう考えてありますか。

○地域公共交通対策課長

先ほどの説明の中で、現状行っている予約乗合タクシーにつきましては、基本的に継続をするということを考えておりますので、まず、デマンド型の運行手法によって、各地区の各所から地区内の任意の移動ができるという、そういう手段はまず確保すると。そして、今、言われております鎮西地区の八木山地区に関しまして、定時定路線型の運行とか、そういうことの考えということだと思えますけれども、そういったことについては、これから地域の方々のご相談して決めるということで、そういった具体的な内容につきましては、この方針とか考え方のもとに検討させていただきたいというふうに考えております。

○城丸委員

今、八木山地区は、今言われました予約乗合タクシー、それとスクールバスの混乗ということでやっていますが、これはもう時間が限られています。ただ、予約乗合タクシーも、そんなにしょっちゅう予約してというわけにはいかないもので、やっぱり今の定時運行型ですか、そういうのをぜひ考えてほしいと。本当に今、八木山の方が困っております。よろしく願います。

それと、最後になりますけど、次に買物ワゴンのことなんですけど、今この鎮西地区で、県北生協、今は県北生協とは言わないですか、グリーンコープか、グリーンコープの買物ワゴンが回っていましたが、だんだんだんだん何か最近何か下火になってきて、やっているのかなという感じになりますけど、これからはまちづくり協議会がやっていたものを、行政と連携してやっていくということなんですけど、何かあんまりいまいちみたいな感じがするんですけど、これからどういうふうにやっていくつもりですか。

○まちづくり推進課長

今お尋ねいただいた分については、私どもとまちづくり協議会のほうとの連携は随時させていただいて、情報共有させていただく中で、もちろんこれを廃止とか云々の話はまだ上がっておりませんし、有効活用させていただく中で、いわゆる買物ワゴンが鎮西地区はちょっと今のところないというふうなことも聞いておりますので、そちらの部分も含めて検討もしながら、有効という言葉よりも、やはり丁寧な買い物対策はさせていただこうと思っています。ただ、公共交通の形とちょっと意味合いを分けてお話しさせていただく可能性もございますものですから、そういうところも含めまして、協議を進めていきたいというふうに考えています。

○城丸委員

これは要望ですけど、買物ワゴンの分は、停まる所というか、行くところがやっぱり遠いんですね。来るのが。うちの地区でいけば、もうイオンに行ったほうが早いということも結構あるんです。何かこうきめ細かい、きめ細かい停まり方というか、そういうことをしていったほうが私はいいと思いますので、そこは要望です。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

予約乗合タクシーについてお尋ねいたします。まずは、4ページの現状が書いてあるんですけど、この中の穂波地区、筑穂地区の予約乗合タクシー。まず穂波地区について、利用者が多い、車両は地区内で最も多く稼働しており、日によっては予約が飽和状態であるということが書いてあります。筑穂地区については、まず1番目に、地区の利用者及び高頻度の利用者は全体の中で最も多いということで、ここについてちょっとお尋ねしたいんですけど、この予約乗合タクシーの予約方法についてなんですけど、これは過去はちょっと私の記憶する限り、週1回で1週間分の予約ができるとか、時間が何時から何時までの予約時間の電話のオペレーターの対応とかいうのがあったと思うんですけど、その辺ちょっと確認したいのでよろしいですか。

○地域公共交通対策課長

予約乗合タクシーの予約の受け付け方法につきましては、予約につきましては市内にあります予約センターのほうで電話をしていただきまして、受け付けをさせていただいております。受け付け期間につきましては、利用したい日の1週間前から当日の1時間前まで。受け付けの時間につきましては、平日の7時30分から16時30分となっております。1回に受け付けております予約の件数につきましては8件。1回乗って1回降りる分を1件と数えますけれども、それが8件までということで、4往復という言い方もありますけれども、そういったところで、いわゆるストック、予約のストックができる件数としては、そういうことで運営をしております。

○吉田委員

1週間で7時半から4時半までの受け付けで、4往復分8件ということですね。そしてこの穂波、筑穂のことで4ページの後に、次の5ページ、穂波地区については車両2台あり、3年度は運行継続と。筑穂地区については車両3台で、これも3年度継続。4年度以降、地区輸送の検討結果を含め、運行区域、運行日数を、これも予約乗合タクシーのことが書いてあるんですか。これはワゴンの関係ですか。

○地域公共交通対策課長

5ページ目の表につきましては、左側が運行の種別、真ん中が現行の今年度の運行内容、右側が次期令和4年度からの運行案ということの中で、その4年度の運行案については、2つに区分しております。予約乗合タクシーに関すること、もう一つが、今、買物ワゴンとして運行しておりますが、その形を継承した区内定時定路線型の運行ということで分類させていただいております。今、ご質問をいただいております穂波地区につきましては、現在は予約乗合タクシーが2台運行しております。次期計画においては、その運行を継続する方向で考えているということ、また、買物ワゴンについては、今、週に1日、高田地区を中心とした運行をされておりますけれども、その運行の区域だとか、日数だとかを、コミュニティバス、上のほうのコミュニティバスの検討結果も含めまして、再度検討したいということでございます。

○吉田委員

すみません。表の見方が悪かったですね。予約乗合タクシーと定路線型で区分してありました。それで穂波地区、筑穂地区につきましては、3年度はこのままの状態継続するということなんですけど、こちらのほう、穂波、筑穂のほうにあります公共交通機関という主なものはどんなものがありましたかね。

○地域公共交通対策課長

穂波地区におきましては、西鉄バスの路線があります。ちょっと具体的な分については、また次回の資料提出等で路線図等を見ていただければというふうに思いますけれども、それとJRのほうが発行しております。筑穂地区につきましては、JRの駅が複数ございますけれども、

西鉄バスが地区内を運行している状況はございません。

○吉田委員

おっしゃるとおりだと思うんですけど、JRについては原田線と福北ゆたか線、この沿線沿いではやはり交通手段としてはあるという認識を私は持っております。一方、民間バスについては、穂波からの桂川線については通っていますが、その他については廃止されて、ないという認識があります。この対象地域、穂波、筑穂につきまして、ほかの交通手段として民間のタクシー業者が考えられますが、台数の把握等についてはされてますか。

○地域公共交通対策課長

私の認識しているところでは、穂波地区では複数のタクシー事業者がいらっしゃいまして、所有している台数につきましては今ちょっと手元にございませんですが、2者以上の事業者があることは存じております。筑穂地区内に事務所を有しているタクシー事業者はないものというふうに認識しております。

○吉田委員

個人の社名を言っていないかわかりませんが、桂川のほうで桂川タクシー、それから王塚タクシー、穂波タクシーにみのりか。というところがあったと思うんですけど、やはり台数については今把握されてないということなので、それはわかりますけど、今後その台数の把握と、あとなぜここまで言うかと言ったら、地域がこの地域は広いし、山間部が多いもので、やはり利用者の方がタクシーを手配しようとしても、前日、タクシーでお金を払って乗るんですよ。でもそのタクシーが取れないという状況が続いています。それで、なおかつその予約乗合タクシーについても、1週間の4往復分が予約できるんですけど、悲しいかな4往復分なので、高齢者の方でも通勤に使われる方もおられるし、学校の通学、高校あたりの通学でも、やはり親御さんが送っていかねばいけないという状況が続いていますので、これは過去からの課題と思うんですけど、中心部ならタクシーでお金を払えば何とか移動できるんです。この地域、地域だけで言って申しわけないんですけど、この地域についてはお金を払っても移動できない、予約もできないという状況が続いておまして、今の資料を見る限り、3年度については台数の増大もないということなので、早急に検討していただいて、この問題解決に努めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○地域公共交通対策課長

まず、私どものコミュニティ交通を運営する者として、民間事業者の撤退や廃業というようなことで、民間事業を圧迫するような事業の運営というのは、極力避けたいということが基本のございますので、今あるタクシー事業、バス事業については、できるだけ継続できるように、競合等を回避したいというのが、まず前提としてございます。次に、この穂波地区、筑穂地区につきましては、現行の予約乗合タクシーの運行を継続するというので、台数等につきましてはここでは記載してないように、今、検討をしているところのございます。この交通機関、移動手段につきましては、その右側の地区内定時定路線型の運行頻度等を改めて見直して、それを利用していただけるとも考えておりますので、そういったところを含めまして、今までの利用者の実績、そういったところを含めて、この台数の配置だとか、もちろん事業者さんが所有されている車両の関係もございますので、そういうのを調整しながら、今委員がおっしゃいました内容も含めて詳細な部分を、今後検討を進めていきたいと考えております。

○吉田委員

当然民間の事業者というところの締めつけにならないというのは十分わかりますけど、今現状を踏まえた中で、私が言っているのは、予約が、要するにお金払って呼ぶじゃないですか。それがままたないという状況がありますので。地域内の輸送という形で予約乗合タクシーについても、飯塚市のほうから委託をかけてそこそこの地域の業者さんにやられているので、そこら辺の協議もよくしていただいた上で、それと路線についても、路線から外れているとこ

ろはそういう形でお困りの方がおられるんですね。そこら辺をしっかりと見きわめて、あと業者さんに委託を出す場合についても、何ですかね、その台数をふやせという民間業者に対しては言えないと思うんですけど、そこら辺のところはまだ改善できれば、お困りの方も少なくなるのではないかなと思いますので、今後も引き続きお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

説明いろいろありがとうございます。私も話を聞いていて思ったんですけど、やっぱり資料が足りないなというのをつくづく思いました。私は、お話にもありましたが、6月28日の地域公共交通協議会を傍聴させていただきました。そのときの資料を手元に持っていますので、大体イメージがつくんですけど、残念ながら、私が聞いている限りでは、委員さんは全体図が、表面的なというか、この地図の表面図がやっぱり見えないので、発言がとてもしにくいというのが、私もちょっと責任を感じました。やはり資料不足というのがありましたし、また、今までの経過と今後の予定というのも、残念ながら見にくいというのがすごく私もちょっと感じております。あともう一つ思ったのが、今回のこの公共交通は2年間しかなくて、1年である程度成果を出して、その後はまた練り直しというふうにお聞きしておりますので、そう考えると、この委員会は、きょうが8月と11月と2月で3回しか今年度はもうないと思うんですね。2月にある程度出すと言ったら、次の11月、それでほぼほぼ決定というような形かなと思ったんですけど、それは私の考えでしょうか。ちょっとその辺の今後の計画について、ちょっともう少し考えがあったらお聞かせください。

○地域公共交通対策課長

この次期コミュニティ交通体系の再編につきましては、来年4月に新しい交通体系の運行を開始したいというふうに考えております。したがって、その作業スケジュール等を勘案しますと、基本的には秋ごろに重立った内容、概略等は定め、また、年内に運行計画を決めまして、年度中に各種契約、許認可等を取って、4月から運行ということになります。委員会の議論の進め方ということは、なかなか私のほうからも言いにくいところがございますが、今年度につきましては、そういった進捗状況、協議会での議論を踏まえて進捗させていくんですけども、そういった内容をご報告させていただくと。4月から運行が始まりますので、その運行の状況等を次年度にご報告をさせていただくような形をとっていきたいなというふうに考えております。そして、4月から運行を開始した内容につきましては、細かい部分につきましては各年度、改善だとか、変更だとかをしつつ、一定のスパンでもう一回見直しだとか、その見直しの規模というのはいろいろあると思いますけれども、そういったスケジュール感を持って対応をしたいというふうに考えております。

○金子委員

前回からの引き続きで、私自身がよくわかってないというところもあると思うんですけど、初めての方もいらっしゃるんで、もう少し丁寧な説明があったらなと思ったし、実はもうしっかりとした資料が、協議会のほうで配られているので、残念ながら、次の11月には、ほぼほぼもう決定したという形の報告になると思うんですね。そしたらある意味この委員会は報告でしかなくなってしまうという可能性も十分あるなと思うので、あえてもう1回資料要求させていただきます。6月28日に配られた資料4と資料5を提示していただければ、今考えられていらっしゃる図面や経過などがわかるので、そこをこの委員会で一度説明していただければ、次回の11月がもう少し充実したものになると思います。資料要求をお願いいたします。

○委員長

ただいま金子委員から要求がっております資料は提出できますか。

○地域公共交通対策課長

今、7月28日に開催されました協議会の資料の要求があったと思いますけれども、この分につきましては提出させていただきたいと思います。

○委員長

お諮りいたします。ただいま金子委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。暫時休憩いたします。

休憩 10:47

再開 11:04

委員会を再開いたします。

先ほど資料要求がございましたが、本日と次回というのがちょっとごちゃごちゃになっておりましたので、再度お尋ねします。執行部にお尋ねします。ただいま金子委員から要求がおります資料は、本日提出ができますか。

○地域公共交通対策課長

先ほど金子議員のほうから資料要求がございました飯塚市公共交通協議会6月分の資料につきましては、今回の委員会で提出させていただきたいと思います。

○委員長

お諮りいたします。先ほど金子委員から要求がありました資料については、本日要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

○坂平委員

正副委員長打ち合わせをされているのだから、前もって正副委員長打ち合わせのときに、執行部のほうに委員会が始まって要求ではなくて、準備をしてくれということで話をしてもらっていたほうがスムーズに委員会が進むと思いますので、次回からそのように計らってください。

○委員長

資料が準備されましたので、事務局に配付させます。サイドブックのほうに掲載されておりますので、皆さんよろしくお願ひします。資料が準備できましたので、執行部に説明を求めます。

○地域公共交通対策課長

提出しております資料につきまして、説明をさせていただきます。提出させていただいた資料につきましては、コミュニティ交通の体系にかかわるものを提出させていただいております。資料の左側につきましては、飯塚市コミュニティ交通の沿革ということで、これまで飯塚市のコミュニティ交通に関してどのような事業展開がされたかとかいうことを記載させていただいております。右側に移りまして、現在、令和3年度の各種運行事業を行っているその一覧表ということで、予約乗合タクシーの運行地区ごとの事業者等を記載させていただいております。また、右の下のほうにはコミュニティバスに関する事業者等を記載させていただいております。次に、2ページ目ですけれども、これはコミュニティ交通全体ということで、予約乗合タクシー、コミュニティバス等の平成27年度から昨年度までの利用者数の推移について記載させていただいております。続きまして3ページ目ですけれども、左側は予約乗合タクシーの令和2年度までの利用者数の推移、年間の分と1日平均の分。そして右側に移りまして、地区別の利用状況について、その推移を掲載しております。4ページにつきましても同様に、各地区ごとの利用者数の推移を記載させていただいております。5ページ目につきまして、左側が予約乗合タクシーの合計、右側が3地区で運行しております路線ワゴンの利用者の推移を記載しております。6ページ目につきましては、コミュニティバス、飯塚市単独の運行をしているコミ

コミュニティバスの全体像が左側、右側が各路線別の利用状況になっております。7ページ目が月別の推移、各路線の推移となっております。8ページ目左側がその4路線の合計になっておりまして、右側が宮若市と共同運行しております宮若・飯塚線のコミュニティバスの運行状況に関する内容となっております。9ページ目は一部で実施しておりますスクールバスの一般混乗についての数値となっております。以上が提出させていただいております資料の概要となっております。この内容につきましては、市のホームページのほうでも協議会の記録ができたところで掲載するようにしておりますことを申し添えさせていただきたいと思っております。7月28日に開催した分につきましては、準備が整い次第、またホームページ等にも掲載したいというふうに考えております。

○委員長

全体を通じて、ほかに質疑はございませんか。

(な し)

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思っております。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「新型コロナワクチン接種の進捗状況について」、報告を求めます。

○健幸保健課長

新型コロナワクチン接種の進捗状況についてご説明をさせていただきます。本報告につきましては、6月議会において、「議案第71号」専決処分の承認の議案説明の際に、追加資料として提出させていただきました資料に、その後の進捗状況を追加記載したものでございます。説明につきましては、前回説明以降の進捗状況について説明させていただきます。

まず、1 接種券発送状況でございますが、表の4行目、「高齢者施設等従事者」以下が追加したものでございます。令和3年6月以降に、優先接種者である高齢者施設等従事者951人、基礎疾患を有する方等3002人、職域接種等（消防団・自衛隊等）864人、小中学校教職員等、保育所・幼稚園職員等、清掃組合等821人の方に接種券を配付し、60歳から64歳の方6707人分を7月10日に、17歳から59歳の方5万5021人分を7月30日に発送いたしております。

続きまして、2 これまでの接種スケジュールについてであります。下から2行が追加したスケジュールでございます。令和3年7月より、基礎疾患を有する方、それから、60歳から64歳の方等の接種を個別接種及び集団接種で開始しております。

次に、3 接種状況についてであります。上段の表が65歳以上の高齢者、下段が全体の表となっております。接種人数につきましては、表の下段に記載しております国のワクチン接種記録システムの速報値であります。接種率の算定については、高齢者人口を4万2千人、全人口（12歳未満を除く）を11万3900人で算定しております。令和3年7月19日時点になりますが、こちらの65歳以上の高齢者の接種率としましては、1回目接種を受けられた方が3万2302人で、接種率76.9%。2回目接種まで受けられた方が2万2452人で、接種率53.5%となっております。65歳以上を含めた全体としましては、1回目接種を受けられた方が3万5594人で、接種率31.3%。2回目接種まで受けられた方が2万3032人で、接種率20.2%となっております。

最後に、4 ワクチン供給量についてでございます。下から2行の「7月5日の週に配送分」、「7月19日の週に配送分」が追加した箇所でございます。ワクチンの供給量につきましては、追加した行の上の3行で配送されたワクチン、5月24日23箱、6月7日の21箱、

6月21日の21箱。こちらが6月末までに高齢者に対しての全員分ということで受け取っているワクチンの数でございますが、こちらのおおむね3分の1程度となっております。個別接種及び集団接種ともに、これまでの接種ペースを抑える必要が生じておりまして、個別接種を実施していただいている医療機関にも、予約受け付けのほうを一部制限して実施していただくように要請を行っているところでございます。

以上で、新型コロナワクチン接種の進捗状況についての説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○吉田委員

まずはワクチン接種の進捗状況ということで、17歳から上の方に対しては接種券を配付されたということなんですけど、7月30日といたら金曜日と思うんですけど、これで17歳以上については全員対象で送ったということで、ご説明でよろしいですか。

○健幸保健課長

17歳以上の市民の皆様は、7月30日で発送はさせていただいております。ただしワクチンの量が今ちょっと少ない状況でございますので、予約ができる日にちにつきましてはチラシを同封しておりまして、目安として日付のほうを設定させていただいております。これは今後のワクチンの状況等によっても変動はすると思っておりますので、その際にはまた改めて周知のほうをさせていただきたいと思っております。

○吉田委員

30日金曜日に発送したということなんですけど、市内だったら大体1日ないし2日で個人のほうに配送が、日本郵便ですか、通じてあると思うんですけど、確かに日曜日ときのうについて、市民の方から接種券がやっと来たよ、よかったというお話もある一方、ちまたでそれをお話しになられて、私には来てないよ、来てないよというお話があっているのも聞いておりますが、この辺について、郵便のほうがおくれているものか、発送が全部完了できたのかというのをもう一度確認したいんですけど、どのようなことですか。

○健幸保健課長

郵便局のほうからの集荷につきましては、7月30日の時点で、こちらに記載してある5万5021人分をお渡しさせていただいております。ただし、通数が大変多くありますので、郵便局のほうも1週間程度はやはり全部の配送が終わるまでかかるということは聞いておりますので、通常の配送でいけば今週いっぱいまでには、お手元に届くような状況であろうと認識しております。

○吉田委員

それは聞くまでわかりませんでした。1週間かかるということですね。私のほうに問い合わせがあったらそれは言いますが、当面やはり、我々の連絡網のハングアウトでもそのようになっておりました。発送日時については8月前にするということで。それでやはりそういう形で私たちも広報するわけであって、そこが1週間かかるということが事前にわかっていたら、そういうご説明ができたので、今後気をつけていただくという形でお願いしたいと思います。

予約券が来た場合について、その先ですけど、個別接種、集団接種は各自各々していただくという形になると思うんですけど、予約の体制、電話の体制については問題ないですか。高齢者の接種のときに当たっては、かなり電話が繋がらないとか、ネット予約だったらできたよとかいうお話を聞いたんですけど、今の現状はどのような体制でやっているのか、その辺だけ教えてください。

○健幸保健課長

今委員からご指摘がありましたとおり、当初、高齢者接種の集団接種の予約受け付けにつきましては、大変混乱を来したところがございます。それを受けまして、7月に入ってからに

はなりますが、そこからの受け付け電話回線を12回線から24回線に倍増させていただいております。それから、年齢をある程度細分化することによって、集中した電話というところが緩和されたという状況もございましたので、今後も状況を見ながらはなりますが、まず年齢に応じた受け付けをさせていただいて、状況に応じて下の世代という形につなげていくような形で、できるだけスムーズに予約受け付けができるように集団接種のほうは取り組んでいきたいと考えております。個別接種につきましても、各医療機関の状況はそれぞれ少し異なるところもございますが、目安としての年齢を提示させていただいておりますので、その中で予約受け付けを行っていただくようにご依頼をしているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「国民健康保険被保険者証の区分判定誤りについて」、報告を求めます。

○医療保険課長

国民健康保険被保険者証の区分判定誤りについて報告いたします。今回、被保険者証の区分判定誤りによって誤った被保険者証をお送りしてしまったこと、対象の市民の方々にご迷惑をおかけしましたことを深くおわびいたします。まことに申しわけありませんでした。詳細について説明させていただきます。1 判定誤りの内容ですが、令和3年度の被保険者証は、令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間の有効期間ですが、7月1日から各世帯主に簡易書留にて交付いたしました。そのうち、①ですが、令和2年度の国民健康保険税に未納がある431世帯に、本来なら短期の国民健康保険被保険者証を交付すべきところ、誤って満期の被保険者証を。②ですが、令和2年度以前にも滞納がある108世帯に、本来なら国民健康保険被保険者資格証明書を交付すべきところ、誤って短期の被保険者証を送付していたことが判明いたしました。直接的な原因としましては、医療保険課で滞納者リストを作成する基準日を本来2021年4月30日とすべきところ、2020年4月30日と指定していたことで、この1年間の滞納者が除外されていたことでありました。滞納があつたにもかかわらず、この間のデータがないために完納していると判定されたことになりまして、誤った判定となつたものでございます。2番、経緯でございますが、7月7日、市民の方から、自分は滞納があるので短期証だと思うが、満期の被保険者証が届いていると電話がありまして、確認しましたところ、誤りが判明し、直ちにシステム運用会社に調査を依頼しました。7月12日、システム運用会社が正しい区分判定処理をし、影響があると思われる610件を特定しました。その中で、6月11日に印刷の処理を行っておりますけど、それ以降、異動があつた世帯には、7月1日には送付せず、7月12日に送付予定でしたが、その分は差しかえを行って発送しております。7月14日、直接的な原因が滞納基準日の設定誤りであつたことが判明し、この時点で差しかえ対象世帯を539世帯と特定いたしました。数の変遷ですが、この間に完納や資格喪失、簡易書留の戻りなどがありまして、数が少なくなっております。3番目の対応ですが、539世帯、これに対して、税務課のほうで滞納状況、これは分納等も含めますが、や納付相談があつているかを再確認しております。滞納がありましても分納や納付相談があつている世帯には短期証を交付していることから、その分が減少いたしまして、①の431世帯が320世帯に、②の108世帯がゼロ世帯と確定しております。7月27日に正しい被保険者証、おわび文書及び返却用封筒を同封し郵送しております。今後、収納状況を確認しながら、返信されない世帯には電話及び訪問により対応したいと考えております。4番目の再発防止策ですが、今回、年次更新処理での設定誤りでしたので、その前にシステム運用会社に処理手順等の確認を入念に行う。処理手順を見直し、処理を実行する際には2人体制でチェックを行うことで、二度とこのようなことがないよう、再発防止に努めていきたいと思っております。今回はまことに申しわけ

ありませんでした。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故の発生について」、報告を求めます。

○環境対策課長

公用車による交通事故の発生についてご報告いたします。資料をお願いいたします。本件事故は令和3年6月9日、水曜日、午前11時10分ごろ、環境対策課職員が業務の打ち合わせのため、飯塚市環境センターに行きましたが、関係職員が不在であったため、一旦戻ろうと環境センター入り口まで車両を進め、一時停車をしました。そのときに、関係職員が戻ってきたので、再度環境センターへ戻ろうとした際、後方の安全確認を十分にしないまま後進したため、既に後方に停車していた相手方バキューム車の左前部に接触し、ウインカーレンズ等を損傷させたものでございます。

本件におきまして、相手方及び市側ともに人身傷害はございません。また、この事故の損害賠償については、現在、相手側と協議を行っているところです。この事故の原因につきましては、後進時の後方確認を十分に行わなかったことによるもので、当該職員に対し厳しく注意し、本人も深く反省しております。他の職員につきましても、危機管理意識と細心の注意を払って業務に当たるよう指導を徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告をさせていただきます。

今回ご報告をいたします工事は、埋立処分場覆土工事でございます。具体的に申し上げますと、クリーンセンター最終処分場が満杯になりましたことから、それを埋め立てる工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき、市内土木一式工事のS等級及びI等級に格付されている要件等を決定し、入札を執行いたしました。

入札の結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。埋立処分場覆土工事につきましては18者による入札を執行いたしました。その結果、落札額7996万1200円、落札率90.88%で、株式会社高森組が落札をいたしております。なお、本件入札につきましては、最低制限価格によります全者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

以上、工事請負契約についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。